

特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護 評価指針への適合性・妥当性の審査

評価書名
人材派遣健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書
評価実施機関名
人材派遣健康保険組合
提出日
平成31年1月30日(平成31年2月19日再提出)
概要説明日
平成31年2月5日

(目次)

○ 全体的な事項	1
○ 健康保険基幹情報ファイル	4
○ 評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策	12
○ 総評	13
○ 個人情報保護委員会による審査記載事項	13

全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報
ファイルに共通する事項

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(1)しきい値判断に誤りはないか。	—	—	—	—	問題は認められない	対象人数が30万人以上に該当するため、全項目評価を実施することは、指針に適合している。
(2)適切な実施主体が実施しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	特定個人情報ファイルは、人材派遣健康保険組合(以下「組合」という。)が適用、給付及び徴収関係事務において保有するものであることから、実施主体は適切である。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	—	—	—	—	問題は認められない	評価書の内容は全て公表することとしている。
(4)適切な時期に実施しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、事務処理の変更は平成31年3月を予定しており、事務処理の変更の検討段階での適切な時期に評価を実施している。 なお、組合は平成31年3月31日付で解散予定である。
(5)適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	—	—	—	—	問題は認められない	国民への意見募集については、組合のホームページにて、30日間実施した。 なお、寄せられた意見はなかった。
(6)特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	適用、給付及び徴収関係事務について、求められる事項が具体的に記載されている。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(7)記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	—	—	—	—	問題は認められない	適用、給付及び徴収関係事務における番号制度への対応は、総務部情報管理課が行っており、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実施に当たって、リスクを軽減させるための措置の実施等については、責任を負うことができる部署である。
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	①特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P.3	I 1. ②	問題は認められない	適用、給付及び徴収関係事務において、それぞれ特定個人情報ファイルを使用することが事務の流れに即し具体的に記載されている。 また、別添1の事務の内容において、被保険者及び事業主から提出される各種届出により個人番号を入手し、識別番号と紐付けた上で基幹システムに登録する等、事務において取り扱う特定個人情報の流れが事務の内容に即して具体的に記載されているほか、加入者が申請届出をする際に添付することが定められている他の情報保有機関発行の書類について、中間サーバー等を通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会することにより、添付書類の省略が図られるメリット等についても具体的に記載されている。
		3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。	P.4 ～ P.5	I 2. ②	問題は認められない	
		4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。	P.4 ～ P.5	I 2. ③	問題は認められない	
		5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。	P.5	I 4. ①	問題は認められない	
		6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。	P.5	I 4. ②	問題は認められない	
		7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。	P.7 ～ P.9	I (別添1)	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
(9)特定個人情報 ファイルを取り扱う プロセスにおいて 特定個人情報の 漏えいその他の 事態を発生させる リスクを、特定個 人情報保護評価 の対象となる事務 の実態に基づき、 特定しているか。	—	—	P.22 ～ P.38	Ⅲ、Ⅳ	問題は 認めら れない	全項目評価書に例示されている各リスク にどのように対応しているかが具体的に記 載されている。
(10)特定されたり リスクを軽減するた めに講ずべき措置 についての記載 は具体的か。	⑨特定個人情報 ファイルの取扱い について自己点 検・監査や従業員 に対する教育・啓 発を行っている か。	70. 評価書に記載した とおりに運用がなされ ていること等につい て、評価の実施を担当 する部署自らが、どの ように自己点検するか 具体的に記載している か。	P.38	Ⅳ 1. ①	問題は 認めら れない	自己点検については、定期的に評価書記 載事項等に基づいて特定個人情報の取扱 い及び業務運用が行われているか、チェッ クリストを作って定期的に相互点検活動 を行うこと、また、監査については、監査計 画に基づき、定期的に内部監査責任者及び 内部監査人が特定個人情報の取扱いや運 用実態を監査すること等が具体的に記載 されている。 従業員に対する教育・啓発については、 最低毎年1回、特定個人情報取扱いの教 育を行うこと、教育実施後、理解度の把握 や啓発を図るため、テストを行うこと、事 故が発生した場合、その原因、影響、再発 防止策等を全職員等に周知すること等が 具体的に記載されている。
(11)記載されたり リスクを軽減させる ための措置は、個 人のプライバシー 等の権利利益の 侵害の未然防止、 国民・住民の信頼 の確保という特定 個人情報保護評 価の目的に照ら し、妥当なもの か。		71. 評価書に記載した とおりに運用がなされ ていること等につい て、どのように監査す るか具体的に記載して いるか。	P.38	Ⅳ 1. ②	問題は 認めら れない	
		72. 特定個人情報を取り 扱う従業員等に対 しての教育・啓発や違 反行為をした従業員等 に対する措置につ いて具体的に記載して いるか。	P.38	Ⅳ 2.	問題は 認めら れない	
		73. 国民・住民等から の意見聴取により得 られた意見を踏まえて 評価書のどの箇所をど のように修正したかを 具体的に記載して いるか。	P.40	Ⅵ 2. ⑤	問題は 認めら れない	
(12)個人のプライ バシー等の権利 利益の保護の宣 言は、国民・住 民の信頼の確保 という特定個人 情報保護評価の 目的に照らし、 妥当なもの か。	—	—	P.1	表紙	問題は 認めら れない	組合は、適用、保険給付及び保険料等徴 収関係事務において、特定個人情報ファ イルを取り扱うに当たり、その取扱いが個 人のプライバシー等の権利利益に影響を 及ぼしかねないことを認識し、特定個人 情報の漏えい、その他の事態が発生する リスクを軽減させるために適切な措置を 講じ、もって個人のプライバシー等の 権利利益の保護に取り組んでいることを 宣言している。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。</p>	<p>②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。</p>	<p>8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。</p>	P.10	II 2. ③	問題は認められない	<p>特定個人情報の使用目的として、加入者資格情報の更新管理や給付申請帳票の資格情報確認・審査等において、個人番号を既存システムの識別番号と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うこと等が具体的に記載されている。</p>
		<p>9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。</p>	P.10	II 2. ④	問題は認められない	
		<p>10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。</p>	P.11 ～ P.12	II 3. ④	問題は認められない	
		<p>11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。</p>	P.12	II 3. ⑤	問題は認められない	
		<p>12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。</p>	P.12	II 3. ⑥	問題は認められない	
		<p>13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。</p>	P.13	II 3. ⑧	問題は認められない	
		<p>14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。</p>	P.13	II 3. ⑧	該当なし	
		<p>15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。</p>	P.13	II 3. ⑧	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.13 ～ P.17	II 4. ②	問題は認められない	<p>特定個人情報ファイルはセキュリティ管理区域内のサーバに保管・管理し、申請(届)書など帳票類はセキュリティ管理区域内に設置した保管庫に保管・管理すること、基幹システム専用端末や基幹システムに接続していない事務用PC、個人ロッカー・事務デスク内には一切保管しないよう規制すること等、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(入手・使用、委託、提供、保管・消去)について具体的に記載されている。</p> <p>組合が解散し、全国健康保険協会に事業が承継されることに伴い、特定個人情報を全国健康保険協会に提供すること、組合で保有していた特定個人情報については、委託先にて、システムのHDDについては専用のデータ削除ソフトウェアの利用によりデータを復元できないよう電子的に完全に消去すること、電子記録媒体については物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去すること、消去完了後、委託先に消去証明書を提出させ、消去証明書の写しを全国健康保険協会に提供すること等が具体的に記載されている。</p>
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.13 ～ P.17	II 4. ⑤	問題は認められない	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.13 ～ P.17	II 4. ⑧	問題は認められない	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.17 ～ P.18	II 5. ②	問題は認められない	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.18	II 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.20	II 6. ①	問題は認められない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.20	II 6. ②	問題は認められない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.20	II 6. ③	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(10)特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>③特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p>	<p>24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.22	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	<p>対象者以外の情報の入手を防止する措置として、①本人から郵送又は対面により個人番号を入手する場合は、番号法第16条(本人確認の措置)に則り本人確認書類を提出させて本人確認を行い、併せて資格情報を参照して個人番号の入手が必要な加入者であることを確認すること、②加入事業所から個人番号を入手する場合は、事業所に個人番号の収集が必要な加入者と必要がない加入者を明示した収集要領を通知すること、③地方公共団体情報システム機構から社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)経由で機構保存本人確認情報を入手する場合は、組合の照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手すること等が具体的に記載されている。</p> <p>入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失を防止するリスク対策として、特定個人情報が記載された書類は受付管理簿に記載し、保管庫に施錠保管すること、また、書類の使用後は文書管理規程に従って保管及び廃棄措置を行うこと、中間サーバー等との通信は、IP-VPNIによる閉域サービスを使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をすること等が具体的に記載されている。</p>
		<p>25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.22	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		<p>26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.23	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	
		<p>27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.23	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		<p>28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いのないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.23	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		<p>29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.23	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		<p>30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.24	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	
		<p>31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。</p>	P.24	Ⅲ 2. その他のリスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。		32. 宛名システム等において、特定個人情報、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク対策として、基幹システムについては、全てのシステム利用者にユーザID、パスワードを発行してログイン認証を行うこと、共有のユーザIDは使用しないこととすること、全てのシステム利用者に、各人が取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取扱い権限(アクセス権限)の有無を決定すること、アクセス権限を付与するシステム利用者は最小限に限定すること等が具体的に記載されている。
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われぬために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.28	Ⅲ 3. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 4. 情報管理体制	問題は認められない	<p>基幹システム及び受付システムの導入、保守・点検、障害調査等や紙帳票の記載内容のデータ入力業務等を委託することとしているが、委託先は認証資格を取得する等、情報保護管理について十分な体制である者を選定すること等が具体的に記載されている。</p> <p>委託先においては、特定個人情報を取り扱う事務を行わせる必要最小限の従事者には、取り扱う事務範囲や特定個人情報ファイルへのアクセス権限を系統的に制限すること、基幹システム専用端末を使用して行う業務は、全ての操作ログを記録し、定期的にデータ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視すること等が具体的に記載されている。</p>
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 4. 閲覧者の制限	問題は認められない	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 4. 記録	問題は認められない	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 4. 提供ルール	問題は認められない	
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 4. 消去ルール	問題は認められない	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 4. 委託契約書中の規定	問題は認められない	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために取っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 4. 再委託	問題は認められない	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.30	Ⅲ 4. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	不正な提供・移転が行われるリスク、不適切な方法で提供・移転が行われるリスク等へのリスク対策について、全国健康保険協会へ特定個人情報を提供する際は、全国健康保険協会からの仕様書等の内容に従って、以下のとおり特定個人情報ファイルの作成及び提供を行うこと等が具体的に記載されている。 ・全国健康保険協会からの仕様書等に従って引継ぎデータを作成すること ・データの書き込みの際はインターネット等外部環境から分離した環境で作業を行い、データの書き込み後に組合においてウイルスチェックを行い、その結果を証明書に記入して全国健康保険協会へ渡すこと ・郵送の場合は追跡可能な移送手段にて送付すること、又は、組合職員若しくは全国健康保険協会職員が施錠した搬送容器にて複数名で運搬を行い、受け渡し時には受取書を取り交わすこと ・電子媒体は暗号化しパスワードを別途通知すること
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 5. リスク2:	問題は認められない	
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 5. リスク3:	問題は認められない	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.31	Ⅲ 5. その他のリスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	Ⅲ 6. リスク1:	問題は認められない		
	55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	Ⅲ 6. リスク2:	問題は認められない		
	56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	Ⅲ 6. リスク3:	問題は認められない		
	57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	Ⅲ 6. リスク4:	問題は認められない		情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を經由して行うこととしており、目的外の特定個人情報の入手を防止するリスク対策として、支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバー等で記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっていること等が具体的に記載されている。
	58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	Ⅲ 6. リスク5:	問題は認められない		入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失を防止するリスク対策として、中間サーバー等と情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応していること、中間サーバー等と組合との通信は、IP-VPNによる閉域サービスを使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をすること等が具体的に記載されている。
	59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	Ⅲ 6. リスク6:	問題は認められない		
	60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 6. リスク7:	問題は認められない		
	61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.34	Ⅲ 6. その他の リスク	問題は認められない		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑧特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	<p>物理的対策として、サーバ室においては、セキュリティカード等による立入りの制限、入退室記録管理、監視カメラの設置、サーバラックの施錠等が具体的に記載されている。</p> <p>技術的対策として、基幹システムにおいては、不正アクセス防止のため、ファイアウォールを設置すること、サーバ及び基幹システム専用端末をインターネット等外部ネットワークに接続できないよう分離すること等が具体的に記載されている。</p> <p>組合の解散に伴い、組合で保有していた特定個人情報は、委託先にて、システムのHDDについては専用のデータ削除ソフトウェアの利用によりデータを復元できないよう電子的に完全に消去すること、電子記録媒体については物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去すること、消去完了後、委託先に消去証明書を提出させ、消去証明書の写しを全国健康保険協会に提供すること等が具体的に記載されている。</p>
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 7. リスク1: ⑩	問題は認められない	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.37	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認められない	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.37	Ⅲ 7. リスク3:	問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.37	Ⅲ 7. その他のリスク	問題は認められない	

評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
<p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>⑩その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>74. 組合の解散に伴い、保有していた特定個人情報を適切に消去する方法及び消去したことを担保する方法等、消去に係るリスク対策を具体的に記載しているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P.37	Ⅲ 7.	問題は認められない	<p>組合で保有していた特定個人情報については、委託先にて、システムのHDDについては専用のデータ削除ソフトウェアの利用によりデータを復元できないよう電子的に完全に消去すること、電子記録媒体については物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去すること、消去完了後、委託先に消去証明書を提出させ、消去証明書の写しを全国健康保険協会に提供すること等が具体的に記載されている。</p>

【総評】

- (1) 適用、給付及び徴収関係事務においては、基幹システム、受付システム及び中間サーバー等を使用し、特定個人情報ファイルである健康保険基幹情報ファイルを適切に取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる健康保険基幹情報ファイルについて、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ、使用するシステムの機能並びに特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) 組合の解散に際し、組合で保有していた特定個人情報を適切に消去する方法及び消去したことを担保する方法等の消去に係るリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

【個人情報保護委員会による審査記載事項】

(VI 評価実施手続 4. 個人情報保護委員会の承認)

- (1) 適用、給付及び徴収関係事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、基幹システムをインターネット等の外部ネットワークから分離する等の措置が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (3) 組合の職員への教育は実務に即して実施することが重要である。また、組合及び事業所による自己点検、監査について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (4) 全国健康保険協会へ特定個人情報を提供する際は、全国健康保険協会と密に連携を図り適切に行う必要がある。また、組合で保有していた特定個人情報の消去及び消去したことを担保する措置について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行することが重要である。